

令和7年度 海田町木造住宅耐震化促進事業補助金

阪神・淡路大震災（平成7年）では、旧耐震基準（昭和56年以前に建てられた）の木造住宅家屋の倒壊により多くの命が失われました。海田町では、きたる大地震に備え、木造建物の耐震改修を促進し、地震に強いまちづくりを目指すため、町民の皆さまが行う耐震診断及び耐震改修工事などに係る費用の一部を補助します。

近年、全国各地で地震が頻発しています。南海トラフ地震などの地震では、最大震度7が想定されており、発生時には海田町内も建物全壊など多くの被害が想定されます。生命・財産を守るため、本補助金制度を活用した耐震改修等をご検討ください。

海田町ブロック塀等安全確保事業補助金と一緒に補助を受けることができます。



補助対象事業 **補助の対象となる事業は次のとおりです。**

※「耐震診断」と「耐震改修等又は耐震シェルター」の補助金は重複して受けることができます。

	補助対象	区域要件	補助率	限度額
耐震診断	町の登録を受けた「木造住宅耐震診断資格者」に依頼する耐震診断費用	無し	補助対象の50%	6万円
耐震改修工事	耐震改修に要する費用（耐震改修設計費・工事費）	居住誘導区域内	補助対象の80%	115万円
		居住誘導区域外	補助対象の80%	69万円
現地建替え工事	現地建替えに要する費用（設計費・工事費）	居住誘導区域内	補助対象の80%	115万円
非現地建替え工事	非現地建替えに要する費用（除却工事費）	移転建替え後の住宅が居住誘導区域内	補助対象の23%	97.8万円
除却（解体）工事	除却（解体）に要する費用（除却工事費）	居住者が町内の耐震性を有する住宅に住替える場合のみ	補助対象の23%	97.8万円
耐震シェルターの設置	耐震シェルター設置に要する費用（工事費）	無し	補助対象の23%	23万円

申込受付期間 **令和7年4月1日（火）～ 令和7年12月12日（金）**

【次の全てを満たす住宅が対象です】

- ・ 町内の木造住宅で、地階を除く階数が2以下のもの
- ・ 現に居住の用に供する一戸建て住宅または併用住宅
- ・ 在来軸組構法または伝統構法で建てられたもの
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの

詳しくは、海田町ホームページをご確認いただくか、海田町までお問合せください。

申込資格者

次の条件の両方を満たす方が補助金の交付対象者です。

- 補助対象住宅の所有者または居住者
- 町税等を滞納していない方

補助対象住宅

次の条件をすべて満たす住宅が補助の対象です。

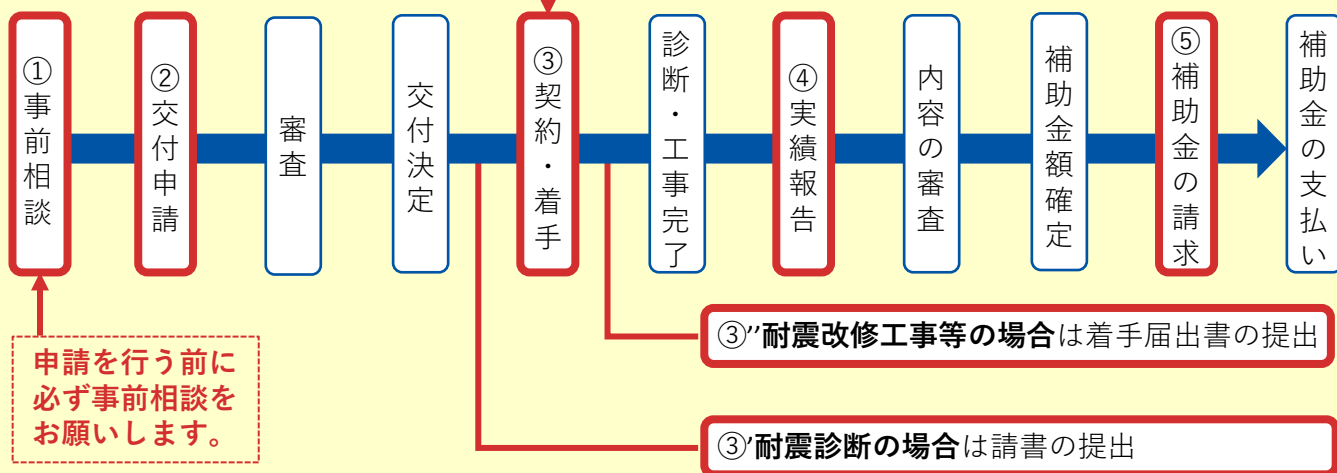
- 町内の木造一戸建て住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1／2未満のものを含む）
- 1981年（昭和56年）5月31日以前に建築に着手したもの
- 地階を除く階数が2以下であるもの
- 構造が木造在来軸組構法または伝統的構法であるもの
- 現に居住の用に供するもの（空家も対象）で売却を目的としないもの
- 敷地内にある道路に面するブロック塀に倒壊の危険性が認められる場合は状況を改善すること

手続きの主な流れ・申請方法

補助申請の手続きの主な流れは次のとおりです。

申請者が行う手続き

町から交付決定を受ける前に契約・着手しているものは受付できません。



受付方法や受付期間は、各年度によって異なりますので、ご注意下さい。また、予算に限りがありますので、受付期間内であっても早期に終了することがあります。

用語の説明

本紙で用いている用語の説明は次のとおりです。

居住誘導区域	海田町立地適正化計画で定める都市の居住者の居住を誘導すべき区域。
現地建替え	（補助対象住宅を取り壊した後）同一の敷地に、新たな住宅を建築すること。
非現地建替え	（補助対象住宅を取り壊した後）別の敷地に、新たな住宅を建築すること。
除却（解体）工事	補助対象住宅を取り壊すこと。
耐震シェルター	建物の1階部分（避難できる外部に面した寝室等）に木材や鉄骨で強固な箱型の空間（シェルター）を作り、安全を確保するもの。

当該制度の詳細や不明な点については、以下の相談窓口までお問い合わせください。



■お問い合わせ先■

海田町建設部まちデザイン課 建築営繕室

〒736-8601

広島県安芸郡海田町南昭和町14-17

Tel：082-823-3157

<https://www.town.kaita.lg.jp/>